

和歌山市物品等調達業者指名停止要綱

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があると認めるときは、和歌山市物品等調達業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、その審査の結果（以下「委員会の決定」という。）に基づき指名停止を行うものとする。ただし、市長は、委員会を開催することが困難であると認めるときは、委員会の委員長及び副委員長の決裁をもって委員会の決定に代えることができる。

2 市長は、この要綱に定めのない事由により、有資格業者を一定の期間、調達契約等の相手方としないことが適当であると認めるときは、当該事情を参酌して適切な期間を定め指名停止を行うことができる。

和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(6) 排除措置対象法人 合意書の2の(1)から(6)までに掲げる法人等をいう。

和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等